

熊本市社会福祉協会 一般事業主行動計画

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施の為、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 計画期間内に男性の育児休業取得の水準をあげる。
育児休業取得期間2週間以上の割合を60%以上にする。

- 令和7年度～ 育児休業希望者の職場復帰への流れの講習会や男性も育児休業取得が可能になった事等の周知や研修

目標2 職場において妊娠中、子育て中の職員が法人の制度を利用しやすく働きやすい環境づくりのための研修を行う

- 目標を達成するための対策とその実施時期
令和7年度～ 実施方法、研修内容の検討
令和7年度～ 研修の実施

目標3 妊娠中や産休等復帰後の女性職員のための相談窓口の設置

- 目標を達成するための対策とその実施時期
令和7年度～ 相談窓口の設置運営
令和7年度～ 相談窓口設置の職員への周知

目標4 地域における子どもの健全育成を図る

- 目標を達成するための対策とその実施時期
令和7年度～ 施設における相談窓口の設置

目標5 インターンシップ等の就業体験を提供、トライアル雇用等を通じた雇い入れの推進

- 目標を達成するための対策とその実施時期
令和7年度～ 大学、各種専門学校生等実習生の積極的受け入れの他、自主的な実習希望者にも対応する。

附則

この行動計画は令和7年4月1日より施行する。

令和2年4月1日施行の行動計画はこれを廃止する。

平成27年4月1日施行の行動計画はこれを廃止する。

平成23年4月1日施行の行動計画はこれを廃止する。